

## 不利益処分の処分基準 個票

部課等名 都市部 景観みどり課

番号 4

不利益処分の内容	保存樹林及び保存樹木の指定の解除
根拠法令及び条項	茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第22条第1項
関係条項	茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第22条第2項、第3項
処 分 基 準	<p>保存樹林指定基準は次のとおりである。                  条例第16条第1項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定による都市計画区域内に存し、かつ都市計画法第7条の規定による市街化区域内に存する樹林であること。</p> <p>(2) 樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれている樹林であること。</p> <p>(3) 樹林の面積が一体で300平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等が所有していない樹林であること。</p> <p>保存樹木指定基準は次のとおりである。                  条例第16条第1項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定による都市計画区域内に存し、かつ都市計画法第7条の規定による市街化区域内に存する樹木であること。</p> <p>(2) 当該樹木が都市緑地法第55条第1項に規定する市民緑地内、条例第16条第1項に規定する保存樹林内に存する樹木でないこと。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する樹木であること。                  ア 地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上の樹木                  イ 高さが15メートル以上の樹木                  ウ 株立した樹木で幹周が3メートル以上の樹木                  エ はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上の樹木                  オ 高さ10メートル以上または幹回り1メートル以上の3本以上の樹木の集団で、樹木の集団を形成する主たる樹木から直径5メートル以内の樹木</p> <p>(4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等が所有していない樹木であること。</p> <p>それぞれの指定基準を満たさない場合、指定を解除する。</p>
(未設定の場合はその理由)	
参考事項	
設定等年月日	平成24年4月1日設定(平成29年4月1日最終変更)